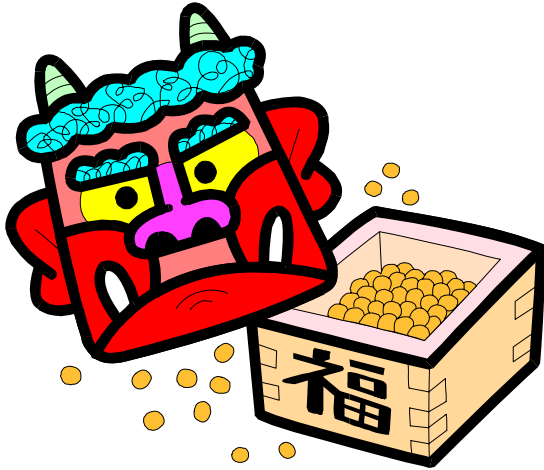


節分イベントしました。



2月3日は節分でしたが、みなさんおうちで豆まきしましたか？センターでは、翌日、2月4日立春の日に一日遅れの節分をしました。病棟内に突如、鬼の登場！！豆まきの行事で邪気を払い、息災を願いました(^_^)♪。

さて節分とは、立春の前日であり、「季節を分ける」との意。本来は「立夏」「立秋」「立冬」の前日も節分なのですが、現在では「春」のみを「節分」というようになっています。春の訪れを楽しみにする気持ちから大切に残された行事なのかもしれませんね。



3月にはひな祭りイベントを計画中です。お楽しみに♪

感染対策により、病棟間の行き来をなるべく減らしております。そのため、以下のように音楽の時間を行なっています。ご参照ください。急な変更もあります。ご了承ください。

1階	ききょう	毎日	午前9時30分～午前10時20分
2階	すみれ	木、日以外	午後4時20分～午後5時
3階	わかば	毎日	午前10時20分～午前11時
4階	さくら	火曜日	午後1時～午後1時30分
		土曜日	午後1時30分～午後2時30分
			さくらの「音楽の時間」は5階にて行っています。



昨年度（平成18年12月No.8）のニュースレターに掲載の質問ですが、本年度も確定申告の時期がきて、お問い合わせが増えてきましたので、再掲します。

Q&A 最近寄せられた質問を掲載します。

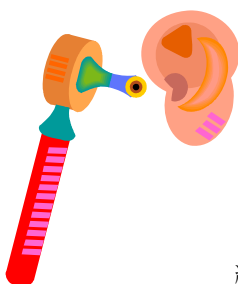
介護保険を持っていると「障害者控除」が受けられますか？

65歳以上で介護保険の「要支援」または「要介護」の認定を受けている人は、障害者手帳を持っていなくても「障害者に準ずる者」として所得税の確定申告や市県民税の申告の際に「障害者控除」の対象になります。控除を受ける際には、住所のある市あるいは地方局の福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となります。住所地によって発行場所が異なりますので、お問い合わせ先が分からない場合はご相談ください。

確定申告でおむつ代は控除の対象になりますか？

所得税の確定申告などにおいて、医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書を添えて、おむつ代は医療費控除の申請ができます。当院にも「おむつ使用証明書」の書式がありますので、申請をお考えの方は、お知らせ下さい。なお文章料1050円となっております。「おむつ使用証明書」は松山市に住所のある方は、松山市でも発行できます。要件がいろいろありますので、直接介護保健課へお問い合わせください。

聴こえ、補聴器相談



毎月第1月曜日午後2時から本館1階心療内科相談室にて行なっています。次回は3月3日（月）です。

ご相談したい方事前にご連絡ください。

編集：砥部病院高齢者こころのケアセンター相談室（文責 武田）
青木(512)・田中(513)・中川(514)・武田(516)
何かお気づきの点がございましたら、ご相談ください。